

三木町農業委員会
令和2年6月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和2年6月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年6月18日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 13名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫(欠席)	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸(欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子(欠席)
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 森岡隆一係長
7. 矢部広紀主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、6月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中13名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、川田委員と溝渕委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告とと農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第2号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字荒木 2筆 78㎡
地目：田2筆
現況：宅地2筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 425.64㎡
造成時期：平成15年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字岩鼻 2筆 1,112㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：賃貸共同住宅2階建 2棟 321.8㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：田中字尾端 3筆 1,337㎡
地目：田2筆、雑種地1筆
現況：田3筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字尾端 2筆 1,052㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：朝倉字天神下 3筆 982㎡
地目：田3筆
現況：田3筆
目的：車両置場
権利の種類：所有権移転売買

番号5 申請地：上高岡字三条 1筆 946㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申請地：氷上字長楽寺 3筆 364.78㎡
地目：田2筆、畑1筆
現況：田3筆
目的：住宅平屋建 1棟 86.12㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

事務局

当番委員が欠席のため事務局より報告いたします。それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について去る、令和2年6月12日(金)の午前9時から4条申請1件、5条申請6件につきまして、高尾職務代理者、藤本委員、事務局2名の合計4名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

9番委員

4条申請番号1について、申請者が建物の建て替えを計画したところ、既存の建物の敷地内に平成15年頃に父親が宅地の拡張をするために無断転用したのが見つかったものです。場所は、位置図にありますよう敷地は町道に隣接しております。また、排水についても関係者の了解を得ております。なお、過去に許可を得ず建物を建設したことにつきましては、始末書が提出されており、特に問題はないものと思われまます。

事務局

5条申請番号1について、地元委員が所用のため遅れておりますので、事務局より説明いたします。申請地は香川大学医学部の東側に位置しており、今回譲渡人が譲受人が賃貸住宅を営まれるということで申請に至っております。香川大学医学部の学生や農学部をターゲットにした目的です。残る農地についても、特に問題はないと思われまます。

5条申請番号2、3について、地元委員が欠席のため事務局より説明いたします。番号2は、

譲渡人が現在耕作されておらず、登記地目雑種地、現況地目田ということで、今回の申請にあがっております。譲受人は昨年から町内で太陽光発電設備の事業を営まれておりまして、新たな太陽光発電をする土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、今回の申請に至っております。隣接する農地等にも影響がないため、問題はないと思われまます。

5条申請番号3につきましても、耕作されておらず、先月ちょうど申請地の東側に住宅の転用申請があがっておりまして、東側については宅地化するため、農地に影響はありません。また、西側についても段差があり特別影響がないものと思われまます。

5条申請番号4についても、地元委員が欠席のため事務局より説明いたします。譲受人が申請地の北西側で事業を行っており、そのため車両置場が必要となっており、1年以上前から計画をされておりました。問題となったのは、北側の農地について、法面を設けるということでこちらについても計画が正しくなされておりますので、特段問題はないものと思われまます。

8番委員

5条申請番号5については、位置図が番号5と6で逆になっていますが、土地を相続した譲渡人が太陽光発電設備を行う譲受人に売買するものです。

13番委員

5条申請番号6について、以前譲渡人の孫が家を建てるということで許可を得ておったのですが、今回第三者である譲受人が土地を買って家を建てるということで、特に問題はないと思われまます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

5条申請番号2についてですが、位置図を見ると申請地が分かれていますのですが、間にあるのは何ですか。また、フェンスはするのですか。

事務局

申請地の間に農道が残っております。農道は残す形で計画をされております。農道の南側に申請地は、進入路、機材の運搬に必要となってくるため、申請地となっております。実際にフェンスをするのは、農道北側の部分だけとなります。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願について

番号1 申請地：平木 25㎡
地 目：田
目 的：用悪水路

番号2 申請地：井上 485㎡
地 目：畑
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、4条申請番号1で無断転用の是正するにあたり測量した際に、現在のうちであったところが水路にかかっていたため、非農地証明願がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、周囲の山林に取り込まれるように樹木が生い茂り山林化したものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第3号、非農地証明願について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が10件、再設定が10件、転貸7件、所有権移転2件で合計29件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

農地機構を通じて貸し借りをしていますが、その後細かい問題点は出でていないでしょうか。

事務局

現在、特別問題はおこっておりません。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第5条の規定による許可の取消について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による許可の取消について

番号1 申請地：氷上字長楽寺 364.78㎡

地 目：田、畑

取消理由：転用計画見直し

番号1について説明します。

先程、議案第2号5条申請番号6と同じ申請地になります。譲受人の分家住宅用地として令和元年5月30日付け使用貸借権設定で許可を受けていましたが、計画の見直しのため許可を取消するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

13番委員

譲渡人の孫さんが分家住宅を建てるということだったのが、議案第2号5条申請番号6で、第三者が家を建てるということで売買になったのですね。

事務局

元々譲受人である孫さんへ使用貸借権を設定で許可を受けておりましたが、譲受人が家を建てる場所を見直したいということで、今回取消があがってきたものです。現在、譲渡人の母屋の横に建てる計画を進めております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 2,206㎡

地 目：田

解 約 日：令和2年5月31日

解 約 理 由：転用のため

番号2 申 請 地：池戸 2, 206 m²

地 目：田

解 約 日：令和2年5月31日

解 約 理 由：転用のため

番号1、番号2について、香川県農地機構を通じて貸し借りをしておりましたが、転用のため解約するもので、番号1は農地の出し手と農地機構、番号2は農地機構と担い手が解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

農地機構を通じて契約をしていたわけですが、契約する際に何か制限があるのでしょうか。

事務局

当初6年以上借受けるという中で合意されていたのですが、今回の解約にあたってペナルティはありません。

12番委員

農地機構との契約は何年間でされていたのですか。

事務局

平成27年9月1日から6年間借受けておりますので、終わりは平成33年ですので、令和3年8月31日まで借受する予定でした。双方の合意が取れたということで解約に至っております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和2年6月5日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら12経営体の更新の申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年6月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____